

奈良県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、林堂
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

平成二十七年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 安川 登 葛城市林堂一八九

木原 行雄 三八一

安川 正光 一九五〇一

西川 恵津子 三五一二

西川 義裕 一七一五

西川 知晴 三六一三

山本 悅子 二六五一

西川 勝行 一八八一一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉岡 祥博 葛城市林堂二七九一

木原 行雄 三八一

木原 臣巳 二六七

木原 倭子 二七五

西川 善裕 一七一五

西川 知晴 三六一三

西川 正隆 二九一三

西川 勝行 一八八一一